

平成29年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第2回定例会

会 議 録

平成29年11月22日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

平成29年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 会議録

平成29年11月22日(水) 午後2時開議

ベストウェスタンレンブラントホテル鹿児島リゾート 2階 桜島の間

議事日程〔第1号〕

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 認定第 1号 平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算の認定の件
- 日程第 5 認定第 2号 平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の
件
- 日程第 6 議案第11号 平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合
一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第12号 平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(12人)

2番	上門	秀彦	議員	3番	西平	良将	議員
4番	前之園	正和	議員	6番	本坊	輝雄	議員
7番	本田	修一	議員	10番	蔵元	慎一	議員
11番	笹山	義弘	議員	12番	湯之原	一郎	議員
15番	小野	光夫	議員	16番	名越	修	議員
18番	鎌田	愛人	議員	19番	欠員		
20番	琉	理人	議員				

欠席議員(7人)

1番	森	博幸	議員	5番	新原	春二	議員
8番	岩根	賢二	議員	9番	朝山	毅	議員
13番	平八重	光輝	議員	14番	楠元	忠洋	議員
17番	岩川	俊広	議員				

説明のため出席した者(12人)

広域連合長	岩切	秀雄	君	副広域連合長	川添	健	君
事務局長	前田	慎一	君	事務局次長	田中	逸朗	君
総務課長	佐藤	一郎	君	業務課長	山元	茂	君
総務課主事	菊永	真衣	君	業務課主事	堀田	和哉	君
業務課主査	田原	直子	君	業務課主事	久	郁弥	君
業務課主事	佐多	晃一	君	業務課主事	木下	輝之	君

職務のため出席した者(1人)

事務局主事 古川 浩仁 君

＝開会：午後２時＝

○議長（上門 秀彦君） これより、平成２９年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第２回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（上門 秀彦君） この際、諸般の報告をいたします。

まず、平成２９年９月３０日付けで前屋久島町議会議長の日高好作議員が、同町議会議員の任期満了に伴い、また、同年１１月９日付けで前龍郷町長の徳田康光議員が、同町長の任期満了に伴い、広域連合規約第９条第２項の規定により、広域連合議会議員を失職しましたことを御報告いたします。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、監査委員から、地方自治法第１９９条第９項の規定による「平成２９年度定期監査」、及び同法第２３５条の２第３項の規定による「例月現金出納検査」の結果報告がありました。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程〔第１号〕のとおりであります。

○議長（上門 秀彦君） それでは、日程第１「議席の指定」を行います。

去る、平成２９年１０月２日付けの告示により実施された、広域連合議会議員補欠選挙で当選されました、岩川俊広議員の議席は、会議規則第４条第２項の規定により、議長において、１７番に指定いたします。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第２「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号７番 本田修一議員及び議席番号１８番 鎌田愛人議員を指名いたします。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第３「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今議会の会期は、本日１日といたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日１日と決定いたしました。

○議長（上門 秀彦君） ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありま

すので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○広域連合長（岩切 秀雄君） 皆さん、こんにちは。

平成29年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、大変御多用の中、御出席を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げますとともに、後期高齢者医療制度につきましては、議員の皆様方をはじめ関係機関の御理解・御協力のおかげをもちまして、円滑な運営が図られていることに、深く感謝を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度も、発足から10年目を迎え、安定した制度になりつつあります。一方、平成30年度は、診療報酬、介護報酬等の同時改定及び各種計画の実施、国民健康保険の財政運営の都道府県単位化の施行、介護保険制度改正の施行など、重要な施策の節目の年となることから、国においては、公平な負担の観点を踏まえた効果的なインセンティブの導入などの支援等を行うことによって、医療費、介護費の高齢化を上回る伸びを抑制しつつ、国民のニーズに適用した効果的なサービスを効率的に提供することとしております。

このような状況の中、当広域連合といたしましては、こうした国の動向を注視し、高齢者の方々が安心して医療を受けることができるよう、本制度の円滑な運営に努めるとともに、引き続き被保険者の皆様の健康の維持・増進を図ってまいりたいと考えております。

本日は、平成28年度一般会計・特別会計決算認定、並びに平成29年度一般会計・特別会計補正予算などの議案を提案いたしております。何卒、慎重な御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、議員の皆様方をはじめ関係各位におかれましては、今後とも当広域連合の運営に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。議会開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第4 認定第1号「平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 認定第1号「平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の1ページからでございますが、主な点について、決算書の中の事項別明細書で御説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金 第1項第1目 事務費負担金については、予算現額7,667万6千円に対して、収入済額は同額でございます。

第2款第1項第1目 繰越金については、予算現額451万5千円に対して、収入済額は、ほぼ同額の451万5,548円でございます。

一番下の歳入合計は、予算現額8,119万2千円に対して、収入済額は、ほぼ同額の8,119万2,465円でございます。

14ページをお開き願います。

次に歳出でございます。

第1款第1項第1目 議会費については、予算現額277万1千円に対して、支出済額は213万2,156円で、63万8,844円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第1節の議員報酬、第9節 旅費の費用弁償及び第13節の議会の音響設備等設置及び会議録作成業務委託料等で、不用額の主なものは、第9節 旅費等の執行残でございます。

16ページをお開き願います。

第2款 総務費 第1項第1目 一般管理費については、予算現額7,698万6千円に対して、支出済額は7,434万9,090円で、263万6,910円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第9節の幹事会、運営委員会等の旅費、第14節の事務室の借上料、第19節の派遣職員人件費等負担金などで、不用額の主なものは、第3節 職員手当や第9節 旅費、第19節 派遣職員人件費等負担金などの執行残でございます。

18ページをお開き願います。

第2項 選挙費については、予算現額11万9千円に対して、支出済額は8万6,442円で、3万2,558円の不用額が出ております。

平成28年度においては、選挙管理委員会を1回開催したほか、連合長選挙、及び議会議員選挙を市議会議員選出区分で3回、市長選出区分で1回実施しております。

第3項 監査委員費については、予算現額31万6千円に対して、支出済額は23万4,048円で、8万1,952円の不用額が出ております。

不用額は、需用費等の執行残でございます。

第3款第1項第1目 予備費については、予算現額100万円で、支出及び他への充用はありませんでした。

一番下の歳出合計は、予算現額8,119万2千円に対して、支出済額は7,680万1,736円で、不用額439万264円となっております。

続いて、23ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

下から2行目の実質収支額439万729円については、純繰越額として翌年度へ繰り越しており、平成29年度一般会計当初予算において、予め計上しておいた額を除いた残余を、今議会提出の平成29年度一般会計補正予算案に計上しております。

次に、ページが飛びますが、79ページをお開き願います。

一般会計及び後ほど説明いたします特別会計の平成28年度歳入歳出決算について、平成29年7月25日に監査委員の審査を受けたところでご

ございます。

その結果、「第4 審査の結果」に記載のとおり、「各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数についても正確であることを認めた。また、各会計における予算の執行状況、財産の管理については、概ね適正に処理されていることを認めた。」との意見が付されております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、認定第1号「平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」について採決いたします。

本件については、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は、認定されました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第5 認定第2号「平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 認定第2号「平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の29ページからでございますが、主な点について、決算書の中

の事項別明細書で御説明申し上げます。

40ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項第1目 事務費負担金については、予算現額4億5,264万1千円に対して、収入済額は同額でございます。

第2目 保険料等負担金については、予算現額197億2,677万1千円に対して、収入済額は197億6,339万3,787円で、3,662万2,787円の増額となっております。これは、保険料収入が見込みより多かったことによるものでございます。

第3目 療養給付費負担金については、予算現額215億181万円に対して、収入済額は209億8,814万4,641円で、5億1,366万5,359円の減額となっております。これは、療養給付費が見込みより少なかったことによるものでございます。なお、市町村ごとの実績額に対する過不足分については、翌年度精算となります。

第2款 国庫支出金 第1項第1目 療養給付費負担金については、予算現額643億3,236万円に対して、収入済額は672億4,040万4,053円で、29億804万4,053円の増額となっております。これは、交付額が予算額を上回ったことによるもので、実績額を超過した分については、翌年度精算となります。

第2目 高額医療費負担金については、予算現額10億3千万1千円に対して、収入済額は9億9,292万1,475円で、3,707万9,525円の減額となっております。

第2項第1目 調整交付金については、予算現額264億9,402万1千円に対して、収入済額は276億8,993万3千円で、11億9,591万2千円の増額となっております。これは、交付額が予算額を上回ったためでございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金については、予算現額5,608万円に対して、収入済額は6,128万3,316円で、520万3,316円の増額となっております。

第3目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金については、予算現額

18億7,769万3千円に対して、収入済額は18億9,142万5,190円で、1,373万2,190円の増額となっております。

42ページをお開き願います。

第3款 県支出金 第1項第1目 療養給付費負担金については、予算現額214億4,412万円に対して、収入済額は214億4,122万9,430円で、289万570円の減額となっております。

第2目 高額医療費負担金については、予算現額10億3千万1千円に対して、収入済額は10億3千万2,397円で、1,397円の増額となっております。

第4款 支払基金交付金 第1項第1目 後期高齢者交付金については、予算現額1,062億5,142万円に対して、収入済額は1,040億4,834万1,406円で、22億307万8,594円の減額となっております。これは、現役世代からの支援金でございますが、減額となったのは、平成27年度の交付金の確定・精算によって生じた返還額を平成28年度交付金から充当したことによるものでございます。

第5款第1項第1目 特別高額医療費共同事業交付金については、予算現額3,272万6千円に対して、収入済額は4,070万6,791円で、798万791円の増額となっております。

第6款 諸収入 第1項第3目 加算金については、予算現額1千円に対して、調定額37万1,387円、収入済額9万8,723円で、収入未済額が27万2,664円となっております。これは、医療機関の診療報酬返還金に係る加算金の未納分で、翌年度への滞納繰越となります。

第2項第1目 預金利子については、予算現額1,355万8千円に対して、収入済額は1,597万1,032円で、241万3,032円の増額となっております。これは、預金利子の実績に伴うものでございます。

第3項第1目 第三者納付金については、予算現額3億1,073万5千円に対して、収入済額3億338万1,403円で、735万3,597円の減額となっております。これは、実績に伴うものでございます。なお、収入未済額が863万3,665円ございますが、これは、広域連合が交通事故等の加害者に直接請求している第三者損害賠償金7人

分の未納金で、翌年度への滞納繰越となります。

第2目 返納金については、予算現額3,708万1千円に対して、収入済額1,508万9,471円で、2,199万1,529円の減額となっております。これは、医療機関からの診療報酬返還金や被保険者の不当利得に伴う療養給付費返納金などの実績に伴うものでございます。なお、収入未済額が3,046万4,437円ございますが、これは、3医療機関分の診療報酬返還金2,661万7,588円が当該医療機関の破産手続きなどにより未納となっているほか、38人分の療養給付費返納金384万6,849円が未納となっているもので、これらについては、翌年度への滞納繰越となります。

44ページをお開き願います。

第7款第1項第1目 繰越金については、予算現額111億1,905万9千円に対して、収入済額は、ほぼ同額の111億1,905万9,802円でございます。

一番下の歳入合計は、予算現額2,757億1,197万1千円に対して、収入済額2,770億9,632万5,302円、収入未済額3,937万766円で、13億8,435万4,302円の増額となっております。

46ページをお開き願います。

次に歳出でございます。

第1款 総務費 第1項第1目 一般管理費については、予算現額4億1,067万5千円に対して、支出済額は4億178万4,485円で、889万515円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第13節の後期高齢者医療電算処理システム保守・運用業務委託料、第14節の電算処理システム機器等の賃借料、第19節の派遣職員人件費等負担金及び長寿・健康増進事業実施市町村への特別対策補助金等で、不用額の主なものは、第12節 役務費の郵送料や第13節のガイドブック等作成業務委託料等の執行残でございます。

48ページをお開き願います。

第2項第1目 レセプト点検事業費については、予算現額1億

6, 327万7千円に対して、支出済額は1億5, 638万4, 100円で、689万2, 900円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第13節のレセプトの二次点検や診療報酬明細書等データ作成の業務委託料、第19節の次期国保総合システム導入事業負担金などで、不用額の主なものは、同負担金等の執行残でございます。

第2目 訪問指導事業費については、予算現額1, 685万1千円に対して、支出済額は1, 018万4, 997円で、666万6, 003円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第13節の重複・頻回受診者訪問指導事業実施市町村への業務委託料で、28市町において、810人に対し、延べ1, 220回の訪問指導を行っており、不用額の主なものは、同業務委託料の執行残でございます。

第4目 医療費通知事業費については、予算現額3, 955万円に対して、支出済額は3, 946万5, 308円で、8万4, 692円の不用額が出ております。

医療費通知書を年3回、合計79万6, 137件発送しており、不用額の主なものは、郵送料の執行残でございます。

第5目 第三者行為求償事業費については、予算現額1, 583万5千円に対して、支出済額は1, 292万7, 106円で、290万7, 894円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第13節の交通事故などの第三者行為に関する求償事務に係る国保連合会への業務委託料で、不用額の主なものは、同業務委託料の執行残でございます。

50ページをお開き願います。

第2款 保険給付費 第1項第1目 療養給付費については、予算現額2, 499億1, 923万9千円に対して、支出済額は2, 443億6, 956万1, 287円で、55億4, 967万7, 713円の不用額が出ております。

不用額は、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。なお、療養給付費戻入未済が6, 600円ございますが、これは、被保険

者1人分の不当利得に伴う療養給付費返納金に係るものであり、翌年度への滞納繰越となります。

第2目 療養費については、予算現額22億2,992万円に対して、支出済額は21億8,696万5,813円で、4,295万4,187円の不用額が出ております。

不用額は、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

第3目 審査支払手数料については、予算現額4億9,468万1千円に対して、支出済額は4億9,011万4,476円で、456万6,524円の不用額が出ております。

これは、審査支払機関である国保連合会への各種レセプトの審査及び診療報酬支払業務に係る手数料で、国保連合会においては、当該手数料について年度末に剰余金が生じた場合は、その額を翌年度の手数料の額から控除する取り扱いとなっていることから、平成27年度分の剰余金5,137万972円が、28年度審査支払手数料の額から控除されております。

第2項第1目 高額療養費については、予算現額118億1,937万8千円に対して、支出済額は113億8,773万3,877円で、4億3,164万4,123円の不用額が出ております。

不用額は、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。なお、高額療養費戻入未済が1万9,200円ございますが、これは、被保険者1人分の不当利得に伴う高額療養費返納金に係るものであり、翌年度への滞納繰越となります。

第2目 高額介護合算療養費については、予算現額2億7,129万円に対して、支出済額は2億3,919万7,732円で、3,209万2,268円の不用額が出ております。

不用額は、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

第3項第1目 葬祭費については、予算現額3億2,408万円に対して、支出済額は3億2,392万円で、16万円の不用額が出ております。

不用額は、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

第3款第1項第1目 県財政安定化基金拠出金については、予算現額

1億807万円に対して、支出済額は、ほぼ同額の1億806万9,603円でございます。

第4款第1項第1目 特別高額医療費共同事業拠出金については、予算現額4,716万2千円に対して、支出済額は4,351万5,615円で、364万6,385円の不用額が出ております。

不用額は、著しく高額な医療費が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

52ページをお開き願います。

第5款 保健事業費 第1項第1目 健康診査費については、予算現額2億5,984万9千円に対して、支出済額は2億4,963万2,238円で、1,021万6,762円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第19節の長寿健診を実施する市町村への補助金で、28年度の受診者数は4万8,082人、受診率は37.53%となっており、27年度より受診者数は3,050人の増、受診率は3.01ポイント上昇しております。

不用額の主なものは、同補助金の執行残でございます。

第2目 その他健康保持増進事業費については、予算現額1,385万3千円に対して、支出済額は1,053万7,437円で、331万5,563円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第13節の歯科医療機関への口腔検診業務委託料で、28年度の受診者数は1,967人、受診率は10.85%となっており、27年度より受診者数は75人増えておりますが、受診率は0.28ポイント減少しております。

不用額の主なものは、同委託料の執行残でございます。

54ページをお開き願います。

第7款 諸支出金 第1項第2目 保険料還付金については、予算現額2,187万円に対して、支出済額は2,082万1,810円で、104万8,190円の不用額が出ております。

第4目 償還金については、予算現額51億5,328万5千円に対して、支出済額は51億1,620万1,970円で、3,708万

3, 030円の不用額が出ております。

これは、平成27年度の療養給付費等の実績に基づく精算により、国・県・市町村負担金等の超過交付額の返還を行ったもので、その内容は、55ページの備考欄に記載のとおりでございます。

第8款第1項第1目 予備費については、予算現額43億9,514万5千円に対して、支出はありませんでしたが、294万円を他へ充用しております。

充用先は、55ページの備考欄に記載しておりますが、これは葬祭費でございます。

一番下の歳出合計は、予算現額2,757億1,197万1千円に対して、支出済額は2,651億7,272万6,266円で、不用額105億3,924万4,734円となっております。

続いて59ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

下から2行目の実質収支額119億2,359万9,036円については、純繰越額として翌年度へ繰り越しており、平成29年度特別会計当初予算において予め計上しておいた額を除いた残余を、今議会提出の平成29年度特別会計補正予算案に計上しております。

なお、平成28年度特別会計歳入歳出決算についての監査委員の審査結果については、先ほど一般会計決算の説明の際に申し上げたとおりでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） これより、質疑に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

なお、申し合わせにより、討論の回数は一議題につき1回限り、討論の

時間は一人10分以内となっておりますので、念のため申し上げます。

4番 前之園正和議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番(前之園 正和君) 認定第2号であります。反対の討論を行います。

保険料は、2年ごとに引き上げられてきており、高齢者にとって、その負担は大きいものとなっております。高齢者の主な収入は年金であります。多くの場合は、その年金から有無を言わず天引きされる特別徴収となっております。保険料負担が重くのしかかっていることから、普通徴収の方の中には、払いたくても払えない人も出てきています。払えなければ、正規の保険証でなく、短期保険証や資格証明書ということにもなり、必要な医療を遠ざけることにも繋がりがねない状況になっていきます。

一方で、低所得者等に対する諸減免措置は、全体として縮小の方向にあります。

本来、高齢者の医療と健康を守ることは、広域連合の責務であります。高すぎる保険料の引き下げ、一部負担金等の減免を拡充すること、高齢者の健康増進事業を進めること、そのためにも、国や県に対して積極的な財政負担を求め、高齢者が安心して医療にかかれる制度にすることが求められます。

根本的な問題としては、高齢者を年齢で差別的に分断する後期高齢者医療制度は廃止すべきと考えます。

以上のようなことから、本認定議案に反対をいたします。

〔前之園正和議員 着席〕

○議長(上門 秀彦君) ほかに発言がなければ、以上をもって討論を終了いたします。

これより、表決に入ります。

それでは、認定第2号「平成28年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」について採決いたします。

本案に異論がございませんので、この採決は起立により行います。

本件については、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「起立多数」であります。

よって、本件は認定されました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第6 議案第11号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第11号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

議案書の103ページをお開き願います。

今回の補正は、第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ438万9千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,275万6千円とするものでございます。

主な点について、事項別明細書で御説明いたしますので、108ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第2款第1項第1目 繰越金を438万9千円増額いたしております。これは、平成28年度一般会計歳入歳出決算において、平成29年度への繰越金額が確定したことによるものでございます。

次に歳出でございます。

109ページをご覧ください。

第3款第1項第1目 予備費を438万9千円増額いたしております。これは、ただいま説明いたしました繰越金について、現段階では特段の使途がないことから、予備費に計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上門 秀彦君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第11号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第7 議案第12号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第12号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

議案書の111ページをお開き願います。

今回の補正は、第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ75億7,122万5千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,851億907万7千円とするものでございます。

主な点について、事項別明細書で御説明いたしますので、116ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項第3目 療養給付費負担金を4,571万1千円増額いたしております。これは、平成28年度療養給付費の確定・精算に伴い、負担不足となった市町村の負担金額を計上したもので

ございます。

第7款第1項第1目 繰越金を75億2,551万4千円増額いたしております。これは、平成28年度特別会計歳入歳出決算において、平成29年度への繰越金額が確定したことによるものでございます。

次に歳出でございます。

117ページをご覧ください。

第1款 総務費 第2項第4目 医療費通知事業費を663万円、第6目 後発医薬品普及事業費を26万5千円、それぞれ増額いたしております。これは、平成29年6月1日以降の郵便料変更に伴い、葉書の郵便料が52円から62円へと10円値上がりしたことから、医療費通知及び後発医薬品差額通知の際に使用する葉書の郵便料差額分を増額するものでございます。

第7款 諸支出金 第1項第4目 償還金を49億4,500万円計上いたしております。これは、平成28年度療養給付費等の確定・精算に伴う国・県・市町村の療養給付費負担金等、及び医療費適正化事業費等の確定・精算に伴う国庫補助金について、それぞれ右端の説明欄に記載の金額を返還するものでございます。

第8款第1項第1目 予備費を26億1,933万円増額いたしております。これは、歳入において説明いたしました繰越金について、国等への返納等の精算額が確定したものを控除した残りの分でございます。特別調整交付金など、平成28年度の精算額が未確定のため、償還金に計上していないものを含め、現段階では特定の使途がないことから、予備費に計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第12号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第8「一般質問」を行います。

それでは、通告による一般質問の発言を許可いたします。

4番 前之園正和議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番（前之園 正和君） 通告に基づき一般質問を行います。

後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の方、または65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にある方を対象とし、生活保護受給者など一部適用除外があります。保険証交付や保険料徴収などの窓口業務は、各市町村が行っていますが、制度の運営そのものは、県を単位とした広域連合が行っていますので、全体については当然ながら広域連合が把握しているわけであります。

保険証については、原則1年有効であります。一定の滞納があれば短期保険証になり、さらには窓口でいったん全額支払をしなければならない資格証明書になっています。保険料は、年額18万円の年金があれば、年金からの天引きが原則となっており、普通徴収の方の多くはその年金もなく、収入もないか、極めて少ない方々であります。すなわち、滞納をしがちな人は元々担税力のない方が多いわけであります。

そこで伺いますが、まず第1点、短期保険証並びに資格証明書の負担区分ごとと交付件数について、直近3年の推移はどのようになっているか、伺います。

第2点目として、短期保険証のうち、期限切れになったまま更新されず、未渡しになっている件数はどうなっているか、伺います。

第3点目として、保険料の滞納により差し押さえを行った件数と金額について、直近3年の推移はどのようになっているか、伺います。

4点目として、差し押さえの運用基準はどのようなようになっていて、差し押さえの内容はどのようなものか、以上伺います。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） ただいま短期被保険者証並びに資格証明書の交付件数等について、お尋ねがございました。

まず1点目でございます。短期被保険者証の交付件数につきましては、本年9月末現在で最も新しい数値が出ておりますので、直近3年の推移ということで、平成27年度から平成29年度の各年度における9月末現在の件数を、また、負担区分につきましては、保険医療機関等の窓口で支払う一部負担金の割合である1割、3割の負担区分で申し上げますと、負担区分1割の方の交付件数は、平成27年度495件、28年度481件、29年度470件となっております。

また、負担区分3割の方の交付件数は、平成27年度27件、28年度24件、29年度17件となっており、負担区分に関わらず交付件数は減少傾向にございます。

被保険者資格証明書については、制度発足より現在に至るまで、交付の実績はございません。

次に2点目でございます。短期被保険者証が未渡しとなっている件数につきましては、直近の平成29年9月末現在で139件でございます。

続きまして、差し押さえの関係でございます。3点目でございます。まず保険料滞納に係る差し押さえの件数と金額の推移について、平成26年度から平成28年度の過去3年の実績で申し上げますと、平成26年度は90件の851万5,497円、平成27年度は88件の1,003万4千円、平成28年度は284件の1,998万9,858円となっており、平成28年度に件数金額共に大きく増えているところでございます。

次に、差し押さえの運用基準と差し押さえの内容についてでございますが、保険料は、後期高齢者医療制度を運営していく上での安定的な財源と

して不可欠なものであり、その収納の確保は被保険者間の負担の公平を図るとともに、支援金を負担している現役世代の理解を得る観点からも極めて重要なことであると考えているところでございます。

このため当広域連合では、保険料収納対策実施計画を策定いたしますとともに、具体的な収納対策の取り組みについて、保険料徴収事務取扱を定め、実際に徴収事務を行う市町村と連携を取りながら、広報活動や口座振替の推進、収納対策の早期着手などにより、未納防止に努めていただいているところでございます。

また、未納が発生した場合は、文書や電話による催告、隣戸訪問等によって、自主的な納付を促すとともに、被保険者の個々の事情を十分に把握し、きめ細やかな納付相談も行っているところでございます。

このような取り組みを行った上で、なお納付いただけない場合は、地方自治法の規定に基づき督促状により督促し、それでも納付がない場合は、催告書等を送付しております。そして、催告したにも関わらず納付いただけない場合は、地方自治法の規定により、地方税法の滞納処分の例により処分することができるとされておりまして、地方税法においては、滞納者に対する差し押さえについて規定されておりますことから、市町村においては、これらの関係法令に基づき、最終的な手段として差し押さえを行っているところでございます。

なお、差し押さえに当たりましては、市町村において滞納者の財産調査等を行っており、その上で支払い能力がありながら納付の意思がないと判断した場合に、差し押さえを行っているところでございます。

また、差し押さえの主な内容は、預貯金、生命保険、不動産、税還付金等でございます。以上でございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 4番 前之園正和議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番（前之園 正和君） 回答いただきました。

当広域連合のホームページを見ますと、次のような記載があります。「特

別な理由がなく保険料を滞納した時には、通常より有効期限の短い保険証が交付されます。また、滞納が1年以上続き悪質な場合は、保険証を返していただき、代わりに資格証明書が交付されることもあります。資格証明書で病院にかかる時には、医療費をいったん全額自己負担していただくこととなります。」とあります。

そこで伺いますが、年金がなかったり、少なかったり、あるいは収入がなかったり、極端に少なかったり、その他の資産もなく、軽減措置がなされても、軽減・減免などがなされても、それでも払えないなど、一言で言えば経済的理由による場合ではありますが、この経済的理由による場合というのは、特別の理由として当たるのではないかというふうに思うのですが、そのところはどのようにお考えでしょうか。

それともう一つは、資格証の発行はないということでありましたが、考え方の上で伺いますが、悪質な場合には資格証ということになっているわけですが、少なくとも窓口相談に応じて納付計画を立てるということになれば、それは悪質とは言えないのではないかという気はするんですが、そのへんはどのようにお考えか、伺います。

それから、この差し押さえについては、平成26年度、27年度、28年度、伺ったわけですが、件数を見れば、答弁にもありましたように、平成26年度、27年度はだいたい同じような90、88ですけど、28年度は284というふうに概略3倍になっているわけですが、これはどういった理由なのか、差し押さえの運用基準等についても答弁いただいたんですが、この運用が変わってきたのか、それともどういったことで、この3倍ほどになったのか、伺います。

それから、短期保険証の未渡しが139件ということでしたが、正規の保険証が一番いいわけですけど、短期であれ、少なくとも交付することが、広域連合なり事務を預かる地方自治体の責任だというふうに思うのですが、更新されず未渡しの分ですね、未渡しの分が139件ということですが、これは、渡すということは、連合の仕事としては、あるいは地方自治体の仕事として、郵送等も含めて、渡すことは必要なんじゃないかというふうに思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 今、いろいろとお尋ねをいただきました。

まず1点目の経済的理由。年金のみの生活等で非常に生活に困っておられる方がいらっしゃる。そういった方々の事情というのは、その特別な理由に当たるのではないかといったような御質問の主旨であったかというふうに思います。この点につきましては、国のほうからの指導もございまして、所得の少ない被保険者への対応ということで、例えばそういう非常に所得の少ない被保険者の方につきましては、保険料の一部減免でございすとか、そういう措置が取られているところでもございすけれども、そういった方々に対しては、収納対策を適切に講じるとともに、その特別な事情の判断を適切に行うことにより、資格証明書の交付に至らないようにして欲しいといった国からの指導もございすので、私どもといたしましては、市町村と連携を図りながら、そういった方々の個々の事情を十分に調査し、把握した上で、納付相談等を行うなど、きめ細やかな対応を取っているところでございす。

それから、納付相談をすれば悪質と言えないのではないかといったようなお尋ねが2点目だったかと思ひます。これにつきましては、納付相談にきちんと応じていただきまして、それによりまして、例えば分割納付でございすとか、そういった対応を取っていただく、納付のお約束をしていただいた方につきましては、短期被保険者証を発行いたしまして、また、その後のその方の経済状況等をそれぞれ把握をいたしまして、完納いただけるように御協力をお願いしているといったようなことで、そういった対応をされていらっしゃる滞納者の方につきましては、資格証明書を発行するというようなことはございせん。

それから、平成28年度に増加いたしましたことについて、運用が変わってきたかということでございすけれども、これは特別私どもが、先ほどの最初の答弁で申し上げましたとおり、直ちに差し押さえということで

はございませんで、その前に未納防止といったことから、早期の対応をいろいろと段階を踏んで取った、その最後の段階で差し押さえということでございます。そういったようなことで、その段階におきまして、きちんと納付相談に応じていただいた方については、悪質とは言えないわけでございますので、28年度において増加したということについて、特別その運用のやり方が変わったということではございませんで、これは市町村におかれまして、それぞれ積極的な収納対策に取り組んでいただいた結果であろうというふうに考えているところでございます。

それから、短期被保険者証の未渡しの部分についてでございますけれども、これにつきましても私ども、やはりきちんとお渡しできるように努めておりまして、その方の事情によりまして、例えば入院でございませうとか、なかなか窓口を受け取りに来ることができないというような方につきましては、御本人あるいは親族の方等と連絡を取りまして納付相談をした上で本人に届くように、例えば郵送でございませうとか、あるいはそういったことで確実にお届けできるように努めていただいているところでございます。

また、なかなか応じてもらえない方につきましても、これは直接その方の所に訪問をいたしまして、その生活の状況を把握し、納付相談等を行った上で届けるようにということで、実際に未渡しの件数が出ておりますけれども、確実に届くような努力をいたしているといったような状況でございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前之園正和議員。

〔前之園正和議員 起立〕

○4番（前之園 正和君） 資格証については、全体として発行はないということでした。それに関連をして、納付の相談に来れば、分割なりの約束をして、短期になることはあっても、悪質とは言えないので資格証にはならないと。その結果が0という数字には反映されているということだったかというふうに思います。

それでは、この短期保険証については、全体として数字を伺ったわけで

すが、これは各自治体で具体的にいろいろ違うと思うんですね。細部について言えば。そこで短期保険証について、それを交付することなく、全て正規の保険証で対応していると。つまり資格証はないのはもちろんですが、短期保険証も発行してないという自治体があるのかどうか、これを一つ伺います。

もう一つは、今日の一般質問としては、連合の所管する全地方自治体のものを一括で伺ったわけですが、短期保険証の交付状況、それから差し押さえの状況等について、各自治体ごとの状況が分かる、それぞれの自治体はどうなっているかということについての資料を整理していただき、後日でもいただけないかどうか。その際には、過去3年とかいうことではなくて、一番新しいものだけでもよろしいかと思うんですが、全て正規保険証でやっている自治体があるかどうかということと、資料整理をしていただいた上で、各自治体ごとの数字をいただけないかどうか、後日ですね。その点について伺います。

〔前之園正和議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（上門 秀彦君） 前田事務局長。

〔前田愼一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 愼一君） 短期被保険者証を交付してない市町村があるかどうかということでございますけれども、先ほど平成27年度から29年度までの9月末現在の交付件数を申し上げましたけれども、例えば平成29年の9月末現在、平成29年度の状況で申し上げますと、短期証の交付対象者が全くいらっしゃらない市町村がございます。これは数としては少のうございますけれども、県内で平成29年9月末現在ですと6町村ございます。6町村におきましては、短期証の交付対象となる方が全くいらっしゃらなかったといったような状況でございます。

それから、短期証等の市町村ごとの資料の提供をという御依頼がございました。これにつきましては、私どものほうで整理をいたした上で、準備が整い次第、議員の皆様にもまた配布をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） 以上で、通告による質問を終わります。

ほかになければ、これをもって「一般質問」を終了いたします。

○議長（上門 秀彦君） 以上で、今議会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○広域連合長（岩切 秀雄君） 定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様方には慎重な御審議を賜り、また、提案いたしました議案について、いずれも原案どおり可決を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

当広域連合といたしましては、今後とも関係各機関、団体とも連携を図り、本制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方をはじめ、関係各位におかれましては、今後とも制度の運営について御理解・御協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成29年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

＝閉会：午後3時04分＝

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 上 門 秀 彦

署名議員 本 田 修 一

署名議員 鎌 田 愛 人

